

大洲市広告事業からの暴力団排除に関する合意書

大洲市広告事業実施要綱に基づく広告事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）を排除し、広告事業の適正な実施を確保するために、大洲市長（以下「甲」という。）と大洲警察署長（以下「乙」という。）は、連絡調整体制の確立について、下記のとおり合意する。

記

第1 排除措置の対象者

排除措置の対象となる者は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）となろうとする、又は、広告主等となった事業者等の代表役員、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者等（以下「代表役員等」という。）が、次のいずれかの事項（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当すると認められる場合とする。

- (1) 暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。
- (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたとき。
- (4) 暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (5) 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。
- (6) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。
- (8) 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。
- (9) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第2 照会

- 1 甲は、広告主の選定に当って、広告表示等の申し込みを行った事業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について乙に対し照会するものとする。
- 2 甲は、甲が広告主を選定した後、当該広告主等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いが生じたときは、様式第1号により当該事実の内容について乙に対し照会するものとする。

第3 回答又は通報

- 1 乙は、第2の規定により照会を受けたときは、遅滞なく甲に対し様式第2号により回答するものとする。
- 2 乙は、広告主等の募集後選定までの間、若しくは甲が広告主等を選定した後、当該事

業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当することに関する情報を入手したときは、甲に対し様式第3号によりその旨を通報するものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により回答又は通報した場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、甲に対し様式第4号により通報するものとする。

第4 暴力団の排除

- 1 甲は、乙からの回答又は通報により、事業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当すると認められる場合には、広告主等に選定しないこととし、選定後に該当する事態となった場合は、広告の表示の中止、又は広告の取扱の中止その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、前項の措置を行ったときは、速やかに乙に通報するものとする。

第5 相互協力等

- 1 甲及び乙は、広告主等から暴力団を排除するため、暴力団排除に係る事実の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとする。
- 2 甲は、この合意書に基づく事務を行うに際し、暴力団関係者からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を乙に対して行うことができる。

第6 介入行為があったときの措置

甲は、広告主等から暴力団等による不当要求その他広告事業への介入行為があった旨の申し出があったときは、警察へ届け出る旨を当該広告主等に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。

第7 情報の適正管理

甲及び乙は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

第8 その他

- 1 この合意書に定める甲の業務は総務部行政改革推進課が、乙の業務は大洲警察署刑事課が所掌する。
- 2 この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙との間で、その都度協議の上決定するものとする。

平成19年1月11日

大洲市長

大洲警察署長

大洲警察署長

酒井安文